

○石垣市風景づくり条例

平成19年3月26日

条例第18号

改正 平成20年9月22日条例第28号

平成21年12月18日条例第23号

平成24年3月27日条例第8号

平成28年3月7日条例第4号

平成30年6月25日条例第20号

石垣市景観形成条例(平成3年石垣市条例第35号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 景観計画(第9条—第15条)

第3章 行為の規制等(第16条—第18条)

第4章 緑豊かな風景づくり(第19条—第21条)

第5章 協働による風景づくり

第1節 風景づくり協定(第22条・第23条)

第2節 風景づくり学習会(第24条・第25条)

第3節 風景づくり協議会(第26条)

第6章 審議会等

第1節 景観形成審議会(第27条・第28条)

第2節 風景づくりアドバイザー(第29条)

第7章 風景づくり活動団体(第30条—第34条)

第8章 表彰及び助成(第35条・第36条)

第9章 雑則(第37条—第39条)

附則

石垣島は、於茂登岳を中央に八重に連なる山系を背にして南に平坦地が広がり、四方に河川が発達し、湾岸と半島、岬など多様な地形、そして空と海とが織りなす優れた自然風景に恵まれたまさしく光と風が輝く太陽と海の楽園である。

また、悠久の時の流れのなかで先人から受け継いだ文化や歴史、伝統にも彩られたこれらの優れた風景は、私たちの心に安らぎと明日への活力を与え、ふるさとへの誇りと愛着を抱かせ、うるおいとゆとりある日々の暮らしをささえている。何人といえども占有し、支配してはなら

ない市民共有のかけがえのない財産である。

地球上にたった一つしかない石垣島の風景を守り、個性豊かでうるおいある風景を創出し、さらに長い歴史のなかではぐくまれたふるさとの風景を次代に伝えていくことは、市民一人ひとりの責務であり、私たちに課された使命である。

私たちは、ともに協力しあい、市民と事業者、行政の協働によって表情豊かで魅力的な風景づくりを進め、未来を託す子どもたちに伝えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の貴重な風景資産を保全・創出するために必要な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく手続について必要な事項を定めることにより、市民参加の下、自然風景と調和した安らぎとうるおいのあるまちづくりの実現に寄与することを目的とし、石垣市自治基本条例(平成21年石垣市条例第23号)第34条の規定に基づき定めるものとする。

(平21条例23・平28条例4・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 風景 長い歴史の流れの中で、人々の五感によってその価値を共有されてきた自然、田畑、建造物、まちなみ及び人々の営みによって形成された景観をいう。
- (2) 風景づくり 現在の石垣島の風景を遠く先人から受け継いだ大切な財産と位置づけ、その風景の状態を良好なものに保ち、直し、新たな価値として創造し、かつ、次の世代へ引き継ぐ行為をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 建築物の建築等 法第16条第1項第1号に規定する行為をいう。
- (5) 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。
- (6) 工作物の建設等 法第16条第1項第2号に規定する行為をいう。
- (7) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (8) 事業者等 第3号、第5号及び第7号に掲げるものの新築、新設、増改築、掲出、表示その他これらに類する行為を行う者及び土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に係わる設計を業として行う者をいう。
- (9) 建築行為等 第4号及び第6号に該当する行為をいう。

(10) 開発行為等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12号に規定する開発行為及び土地の開墾その他区画形質の変更をいう。

(基本方針)

第3条 風景づくりは、石垣島に対する愛着心や郷土意識の高揚が図られるように推進されなければならない。

2 風景づくりは、市、市民、事業者等との連携による協働のまちづくりとして推進されなければならない。

3 風景づくりは、市民一人ひとりが、自然や歴史文化に根ざした風景資産を、将来に向けて守り、育み、引き継ぐものとして推進されなければならない。

4 風景づくりは、公共空間の質の向上を図り、市民生活における安らぎとうるおいの創出に資するものでなければならない。

5 風景づくりは、人づくりに資するものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、風景づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市民、事業者等の風景づくりに関する意識を高めるとともに、風景づくりに関する情報の提供その他支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが風景づくりの主体であることを認識し、積極的に風景づくりに努めなければならない。

2 市民は、この条例の目的を達成するため、市が実施する風景づくりの施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動の実施に当たっては、積極的に風景づくりに努めなければならない。

2 事業者等は、自らの行為が風景づくりに影響を与えるものであることを認識し、積極的に風景づくりに努めなければならない。

3 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する風景づくりの施策に協力しなければならない。

(土地及び建築物等の所有者の責務)

第7条 土地並びに建築物、工作物及び広告物(以下「建築物等」という。)の所有者は、土地及び建築物等が風景を構成する要素であることを認識し、その利用等に当たっては風景づくりに貢献するものとなるよう努めなければならない。

(来訪者への働きかけ)

第8条 市、市民、事業者等は、来訪者に対し、自らが取り組む風景づくりに対して、理解と協力を働きかけることができる。

2 来訪者は、前項の規定による働きかけがあった場合は、可能な限り対応に努めなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第9条 市長は、法第8条第1項各号に該当する土地の区域について、風景づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 前項の景観計画は、法第8条第1項に規定する景観計画をいう。

(景観計画検討に当たっての市民参画)

第10条 市長は、景観計画を検討するに当たっては、幅広い市民の参画を得るよう配慮するものとする。

(景観計画策定の手続)

第11条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ第27条第1項に規定する石垣市景観形成審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観計画への適合)

第12条 建築行為等を行うに当たっては、何人であっても、その内容を景観計画に適合させるように最大限配慮しなければならない。

(先導的役割)

第13条 市長は、道路、公園、河川、港湾、漁港その他公共施設の整備及び建築行為等を行うときは、景観計画との整合を図るとともに、風景づくりに先導的役割を果たさなければならない。

(国等への要請)

第14条 市長は、風景づくりについて必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)に対し、協力を要請することができる。

(景観計画の普及啓発)

第15条 市長は、市民及び事業者等に対し、景観計画に対する理解が得られるよう、積極的に

普及啓発に努めなければならない。

第3章 行為の規制等

(届出対象行為)

第16条 法第16条第1項第4号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為としてあらかじめ届出を要する行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土地の造成その他一団の土地の形質の変更で、当該行為に係る土地の面積が、500平方メートル以上の場合

(2) 土石、砂類の採取、鉱物の掘採で、当該行為に係る土地の面積が、500平方メートル以上の場合

(3) 樹木の伐採で、規則に定める要件を満たす場合

(4) 屋外における次に掲げる物件の堆積のうち、規則で定めるものを除くほか、当該行為に係る土地の面積が、500平方メートル以上の場合

ア 貨物用コンテナその他これに類するもの

イ プレハブ、鉄筋その他の建築用資材

ウ 古タイヤ、廃棄自動車その他の廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)及び再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)

エ 土砂、砂利その他これに類するもの

オ その他市長が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為として、規則に定めるもの

(届出の適用除外)

第17条 市長は、良好な景観の形成上特に支障がないと判断できるものについて、法第16条第7項第11号の規定による届出を要しない行為を定めることができる。

2 市長は、前項の規定による届出を要しない行為を定めようとするときは、あらかじめ第27条第1項に規定する石垣市景観形成審議会の意見を聴かななければならない。

(特定届出対象行為)

第18条 市長は、良好な景観の形成上必要と認める場合において、法第17条第1項に規定する変更命令の対象となる特定届出対象行為を定めることができる。

2 市長は、前項の規定による特定届出対象行為を定めようとするときは、第10条及び第11条の規定を準用し、広く意見を聴かななければならない。

第4章 緑豊かな風景づくり

(緑豊かな風景づくり指針)

第19条 市長は、景観計画に示した、緑豊かな風景の実現に資する植栽ならびに管理に関する指針(以下「緑豊かな風景づくり指針」という。)を定め、積極的な緑の保全・創出に努めなければならない。

2 市長は、緑豊かな風景づくり指針を策定しようとするときは、あらかじめ第27条第1項に規定する石垣市景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、緑豊かな風景づくり指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、緑豊かな風景づくり指針を変更する場合について準用する。

(開発行為等における植栽計画の届出)

第20条 景観計画に定める景観計画区域内において、500平方メートル以上の一団の土地において開発行為等をしようとする者は、あらかじめ市長に植栽及びこれに係る植栽物の育成に関する計画(以下「植栽計画」という。)を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、国等が行う行為については適用しない。この場合において、市長は、当該国等の機関に対し、その開発行為の内容及び当該開発行為の区域における植栽計画の内容について、あらかじめ通知するよう要請することができる。

(平30条例20・一部改正)

(助言、指導又は勧告)

第21条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画及び緑豊かな風景づくり指針に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告することができる。

第5章 協働による風景づくり

第1節 風景づくり協定

(風景づくり協定)

第22条 一定のまとまりのある区域内の土地(道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。)及び建築物等の所有者並びにこれらを管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、規則で定めるところにより、当該区域内において自主的に行う風景づくりに関する協定(以下「風景づくり協定」という。)を締結することができる。

2 前項の規定による風景づくり協定は、法第81条第1項に基づく景観協定をいう。

3 風景づくり協定の締結等必要な事項については、法の定めるところによるものとする。

(景観地区への移行)

第23条 市長は、前条第1項による風景づくり協定に関し、法第81条第4項に基づく認可をした場合において、その内容が景観地区の内容として定めることが妥当と判断できる場合は、当該協定区域内の土地所有者等と協議を行い、その状況を踏まえて速やかに当該協定を景観

地区として定めるよう努めなければならない。この場合において、当該景観地区の内容として都市計画に定める法第61条第2項各号に掲げる事項は、法第8条第4項第2号イからハに関するもののうち、景観計画に規定する事項を踏まえて定められなければならない。

- 2 前項の規定による景観地区が定められた場合は、当該風景づくり協定は廃止する。

(平24条例8・一部改正)

第2節 風景づくり学習会

(啓発)

第24条 市長は、市民及び事業者等が良好な風景づくりに寄与することができるよう風景づくりに関する意識の高揚と知識の普及を図らなければならない。

(風景づくり学習会の開催)

第25条 前条の規定による取り組みとして、市長は、風景づくり学習会(以下「学習会」という。)を開催することができる。

- 2 市民及び事業者等は、市長に対し、前項に規定する学習会の開催を要請することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、学習会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 風景づくり協議会

(協議会設置の呼びかけ)

第26条 市長は、良好な景観の形成を図るために市民及び事業者等と必要な協議を行う必要があると認める場合は、協働による風景づくりのための協議会(以下「協議会」という。)の設置を呼びかけることができる。

- 2 市長は、前項の規定による呼びかけをする場合において、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 第1項の協議を行うための会議において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第6章 審議会等

第1節 景観形成審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第27条 本市の風景づくりの推進を図るため、石垣市景観形成審議会(以下「審議会」という。)

を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項及び風景づくりに関する重要事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、風景づくりに関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、風景づくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(委任)

第28条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 風景づくりアドバイザー

(委嘱)

第29条 市長は、風景づくりを推進するため、技術的な指導及び助言を行う専門家を、風景づくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として委嘱することができる。

2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 アドバイザーは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 風景づくりにおける技術的指導及び助言に関すること。

(2) 市民、事業者及び本市が行う建築行為等に対する技術的指導及び助言に関すること。

(3) 市民、事業者及び本市が行う風景づくり活動に対する技術的支援及び助言に関すること。

4 前項に定めるもののほか、アドバイザーの設置について必要な事項については、規則で定める。

第7章 風景づくり活動団体

(風景づくり活動団体)

第30条 市長は、次に掲げるもののうち、市とともに良好な風景づくりに取り組む主体となる団体を風景づくり活動団体(以下「活動団体」という。)として登録することができる。

(1) 本市に住所を有する法人

(2) 本市に住所を有する個人5人以上で構成する任意の団体

(3) 一般社団法人又は一般財団法人

(4) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項による特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)

(平20条例28・一部改正)

(登録の申請)

第31条 前条の規定による活動団体の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を作成し、市長に申請しなければならない。

(1) 団体名

(2) 代表者名

(3) 住所及び事務所の所在地

(4) 活動内容

(活動団体の登録)

第32条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、当該活動が風景づくりに寄与するものであり規則で定める要件を満たしているときは、当該団体を活動団体として登録するものとする。

(登録の取消し)

第33条 市長は、前条の規定による登録に関して、当該活動団体の代表者からの届出があったとき、又は前条に規定する登録要件を満たさなくなったと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(景観整備機構への指定)

第34条 市長は、第32条の規定による登録を受けた一般社団法人若しくは一般財団法人又はNPO法人を、その申請により法第92条の規定による景観整備機構に指定することができる。

(平20条例28・一部改正)

第8章 表彰及び助成

(表彰)

第35条 市長は、風景づくりに貢献したと認められる個人又は団体を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、風景づくりに寄与している建築物等及び屋外広告物のうち、特に優れているものについて、その所有者又は設計者等を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定による表彰を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(助成)

第36条 市長は、風景づくりを推進するため、必要があると認めるときは、技術的な支援又は予算の範囲内において財政的な支援(以下「助成等」という。)を行うことができる。

2 前項の規定による助成等を行うことができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 第22条に規定する風景づくり協定を締結した者

(2) 第30条に規定する風景づくり活動団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為をしようとする市民

第9章 雑則

(勧告及び公表)

第37条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定による届出をすべき者が届出をしないで行為に着手したときは、その者に対し、当該行為に必要な届出に係る事項

について報告を求めることができ、また、当該行為が景観計画等に適合しないことが明らかになったときは、必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 市長は、法第16条第3項又は第21条若しくは前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わない場合は、当該事実を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその事業者意見に意見を述べる機会を与えなければならない。

(平30条例20・一部改正)

(高さの算定)

第38条 建築物又は工作物の高さの算定方法は、規則で定める。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の石垣市景観形成条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によってした手続その他の行為は、改正後の石垣市風景づくり条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定があるときは、改正後の条例によってしたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条の規定により置かれた石垣市景観形成審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行日の日に、改正後の条例第27条の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成20年条例第28号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。